



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年6月1日

近畿ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、近畿ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	126 体外循環用カニューレ 心筋保護用カニューレ(成人用・小児用)ルートは、原則として、同日に2本の算定は認められない。ただし、症状詳記等に医学的必要性の記載があれば認められる。	126 体外循環用カニューレ 心筋保護用カニューレ(成人用・小児用)ルートは、人工心肺時に心筋保護法を行う際に、大動脈基部から心筋保護液を注入するものであることから、通常1本で使用するものである。	適用年月 令和6年9月診療分
2	原則として、126 体外循環用カニューレ 心筋保護用カニューレ(成人用・小児用)コロナリーの算定なく、K601 人工心肺 注1 選択的冠灌流加算の算定は認められない。	K601 人工心肺の通知(4)には、「注1」の選択的冠灌流を併せて行った場合の加算は大動脈基部を切開し、左右冠動脈口に個別にカニューレを挿入し、心筋保護を行った場合に算定すると示されている。また、126 体外循環用カニューレ 心筋保護用カニューレ(成人用・小児用)コロナリーは、冠状動脈口から直接心筋保護液を注入するものである。従って、選択的冠灌流を行う場合は、126 体外循環用カニューレ 心筋保護用カニューレ(成人用・小児用)コロナリーを使用するのが一般的である。	適用年月 令和6年9月診療分

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

・ 外科審査室脳外科・外科審査課(TEL:06-7222-1073) (No.1)(No.2)